地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、年度当初の等級別の職員数を下記のとおり公表いたします。 等級ごとの職員数の公表(令和2年4月1日)

給料表(1)

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
子拟		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事の職務 2 主事補の職務	55	16. 1	主事	40		61.7	係員級
				技師	9			
1 ////				主事補	6			
				計	55			
O.ÝT	主任の職務	65	19. 0	主任	65	211		
2級				計	65			
	1 主査の職務 2 副主査の職務	91	26. 6	主査	32			
3級				副主査	59			
				計	91			
	1 副主幹の職務 2 困難な業務を分掌する主査の職務	53	15. 5	副主幹	18	53	15. 5	係長級
4級				主査	35			
				計	53			
	1 課長補佐の職務 2 主幹の職務	52	15. 2	課長補佐	29	52	15. 2	課長補佐級
5級				主幹	23			
				計	52			
	1 会計管理者の職務 2 課長の職務 3 指導主事の事務に従事する課長補佐の職 務	22	6. 4	課長	19	26	7. 6	課長級
- (77				支所長	2			
り放				事務局長	1			
				計	22			
	1 会計管理者の職務 2 複雑困難な業務を掌る本庁の課長の職務	4	1. 2	課長	2			
7級				会計管理者	1			
				市長補佐官	1			
				計	4			
	合計	342	100.0				I	

給料表(2)

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能労務職員の職務	0	0	技能労務職員	0	6		技能労務職員級
				計	0		42.9	
2級	技能労務職員の職務	6	42. 9	技能労務職員	6			
				計	6			
3級	副主任技能労務職員の職務	8	57. 1	副主任技能労務職員	8	8	57. 1	副主任技能労務職員級
				計	8			
4級	主任技能労務職員の職務	0	0	主任技能労務職員	0		0	主任技労務職員級
				計	0	0		
	合計	14	100.0					

給料表(3)

等級	基準となる職務		合計	内訳		
守収	基準となる収 労	(人)	(%)	職名	(人)	
1級	医師の職務	0	0	医師	0	
1 ///X			U	計	0	
2級	診療所長の職務	0	0	診療所長	0	
2 79X				計	0	
	病院長又は高度な技術若しくは経験を必要 と する診療所長の職務	1		病院長	0	
3級			100	診療所長	1	
				計	1	
4級	高度な技術若しくは経験を必要とする病院 長の 職務	0	0	病院長	0	
4形文			0	計	0	
	合計	1	100			